

開発行為等における消防水利の指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更などの行為」（以下「開発行為等」という。）により設置する消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）について、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び豊田市消防水利規程（昭和63年7月3日消防本部訓令第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この基準は次の事業に適用する。

- (1) 豊田市開発事業に係る手続等に関する条例（平成29年条例第2号）第6条に規定する行為で、一以上の建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする事業（自己の居住の用に供する住宅の建築物を建築するものを除く）
- (2) 豊田市土地利用対策会議にかかる土地開発行為の事業で延べ建築面積500㎡以上（一の建物）の建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする事業

(設置基準)

第3条 消防水利は次に掲げる事項に適合するように設置する。

- (1) 消防水利は、当該開発区域から一の消防水利に至る距離が、次表に掲げる距離以下となるような位置とすること。

区域	用途地域	距離
市街地及び 準市街地 (※1)	近隣商業地域	100m
	商業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	
	その他の地域及び用途地域の指定されていない地域	120m
市街地及び準市街地以外の地域でこれに準ずる地域		140m

※1 市街地及び準市街地 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に規定する市街地及び準市街地をいう。

- (2) 消防水利は、開発行為等の規模により次表に適合するように設置すること。

開発面積	消防水利
1,000㎡未満で建築延べ面積5,000㎡以上	防火水槽又は消火栓
1,000㎡未満で計画戸数25戸以上	防火水槽又は消火栓
1,000㎡以上10,000㎡未満	防火水槽又は消火栓
10,000㎡以上25,000㎡以下	防火水槽1基とし、包含できない部分は

	新たな防火水槽又は消火栓で補完する。
25,000 m ² を超える	開発面積を 25,000 m ² で除した数（端数は繰り上げ）の防火水槽とし、包含できない部分は、新たな防火水槽又は消火栓で補完する。

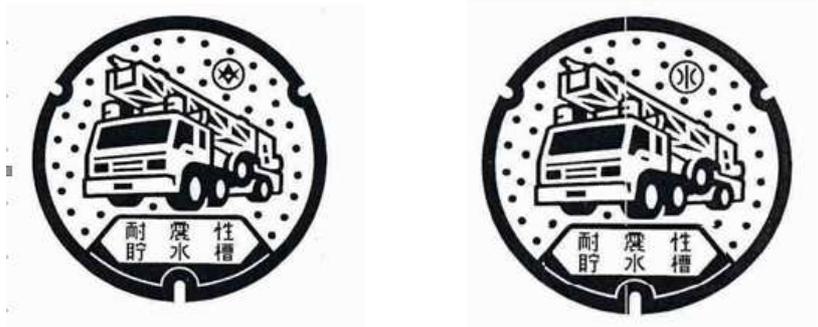
(3) 開発面積 10,000 m²未満の場合は、消防水利の基準に規定する給水能力を有する付近の消防水利に包含されている部分に限って、消防水利の設置を免除することができる。

(防火水槽の設置)

第4条 設置する防火水槽は、次のとおりとする。

(1) 二次製品耐震性貯水槽

- ア 一般財団法人日本消防設備安全センターの型式認定製品（耐震性を有するもの）であること。
- イ 有蓋で貯水量 40 m³以上とし、かつ、吸管投入口 1 か所（鉄蓋は豊田市指定の T 20）を設けること。



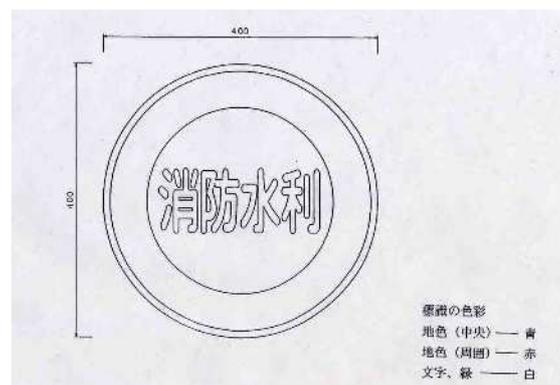
耐震性貯水槽（公設用）

耐震性貯水槽（私設用）

- ウ 吸管投入口の下に水深 0.3m以上の集水ピットを設けること。
- エ 取水部底面は、地盤面から 4.5m以下とすること。
- オ 消防ポンプ自動車容易に接近できるようにすること。
- カ 一般車両の乗り入れができないよう措置し、吸管投入口周辺はコンクリート仕上げとし、水の溜まらないよう適当な勾配を設けること。
- キ 標識は、アルミ製又は合成樹脂製の 400 型で、標柱は赤色とし、吸管投入口を中心から 5 m以内に設置すること。

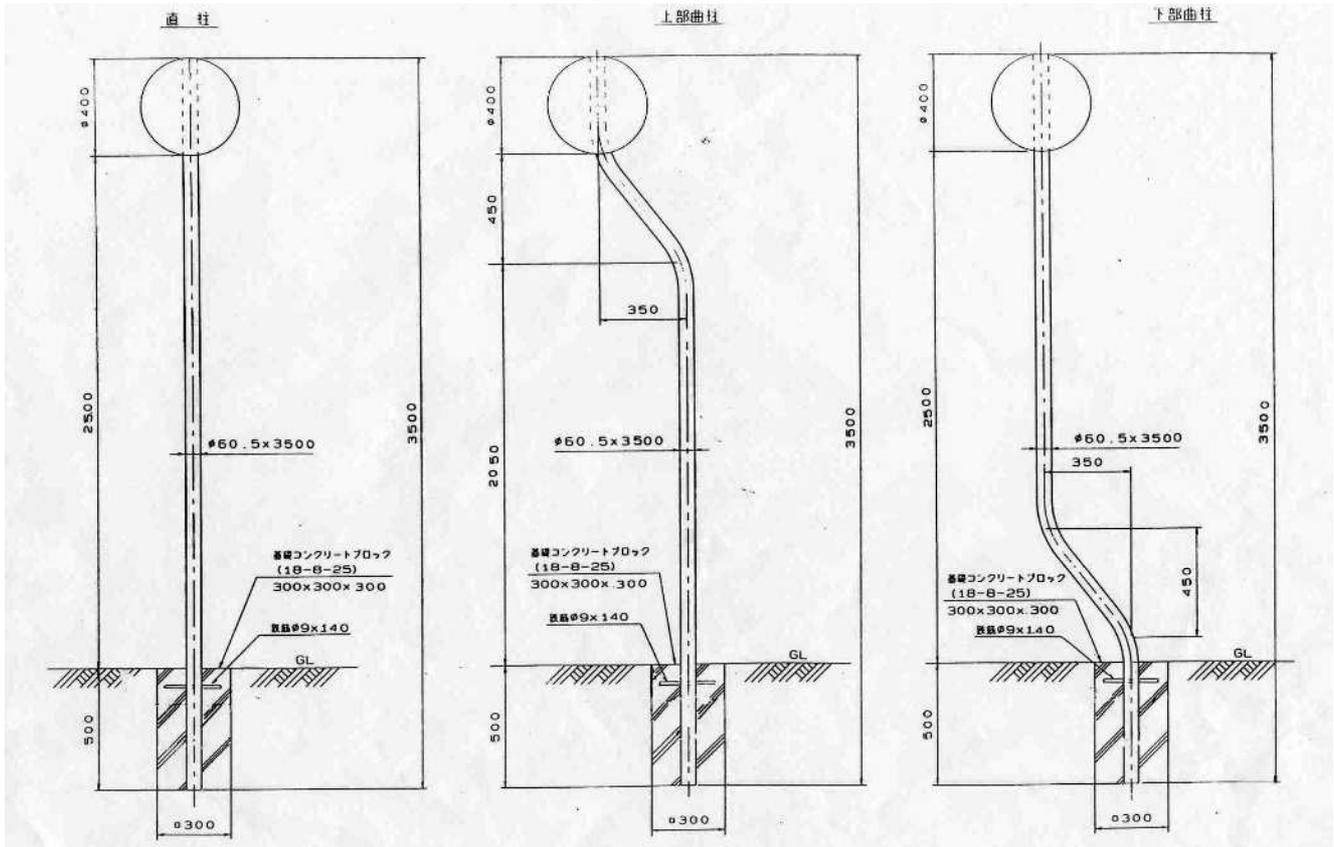


公設用（市帰属）



私設用

消防標識標準図



ク 採水口を設けるときは、第6条のとおりとする。

ケ 上記に定めのないものに関しては、別で警防救急課と協議すること。

(2) 現場打ち防火水槽

ア 給水可能な水量が 40 m³以上の有蓋式の鉄筋コンクリート造りで、耐震性を有し、漏水防止が完全に施されていること。

イ 躯体厚を 30cm 以上とすること。

ウ 頂版・側板・底版には、断面算定上は鉄筋を必要としない部分も含めて、断面の内縁側及び外縁側に直行する二方向に直径 13 mm以上の異形鉄筋を 30cm 以下の中心間隔で配置すること。

エ 躯体のコンクリートは、日本産業規格指定工場の製品を使用し、強度は4週圧縮強度で 240 kg/cm²以上とする（コンクリート圧縮強度試験成績書等で確認するものとする。）。

オ 吸管投入口の下に水深 0.5m以上の底設ピットを設けること。

カ 取水部底面から地盤面までの距離、蓋、標識等については、二次製品耐震性貯水槽と同様のものとする。

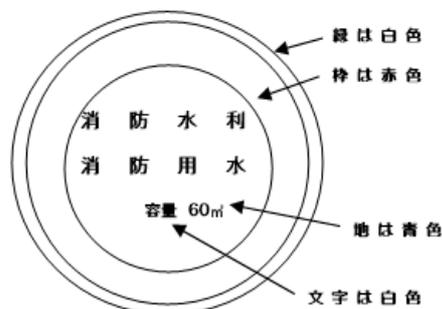
(3) 上記に定めのないものに関しては、別で警防救急課と協議すること。

(消防用水との兼用)

第5条 前条の防火水槽と消防用水の水量は、兼用できるものとし（公設水利となる場合を除く。）、標識は、次のとおりとする。

(1) 標識の文字は、「消防水利」「消防用水」と標記すること。

- (2) 容量の標記は、開発の防火水槽又は消防用水の大なる容量とすること。
- (3) 指定消防水利の標識に準じ、色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。



私設用と消防用水の兼用

(採水口の設置)

第6条 防火水槽に設ける採水口は、次のとおりとする。

- (1) 水源から採水口までの水平配管長は、20m未満とすること。
 - (2) 吸水管下端の位置を採水口から落差4.5m以下とすること。
 - (3) 採水口は、75mmメスネジ式結合金具とすること。
 - (4) 採水口に接続する吸水管径は80mm以上とし、空気だまりのできないものとする。
 - (5) 吸水管には、ろ過装置を取り付けること。
 - (6) 採水口は、地盤面からの高さ0.5m以上1.0m以下に設置すること。
 - (7) 採水口には、覆冠等を取り付けること。
 - (8) 採水口には「防火水槽（吸水用）」の表示を設けること。
- 2 採水口を開閉するための弁を設けるものは、吸水管を採水口に接続した状態において、弁の開閉金具の操作に支障のない構造とすること。
- 3 配管は、次のとおりとする。
- (1) 採水口の配管は、当該設備専用のものですること。
 - (2) 外気に接する部分に設ける配管は、凍結防止の措置を講ずること。
 - (3) 地中埋設する配管は、次の方法により有効な防食措置を講ずること。
 - ア 配管が目視できるU字溝、配管ピット等により布設する方法
 - イ 防食被覆（アスファルトテープ等）を施す方法
 - ウ その他ア又はイと同等以上の防食措置
 - (4) 配管には、次のア又はイに掲げるものを使用すること。
 - ア 日本産業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管
 - イ 気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合する合成樹脂製の管
 - (5) 配管の弁の規格は、次表によるものとする。

区分	日本産業規格
弁	JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2031 (ねずみ鑄鉄弁) JIS B 2051 (可鍛鑄鉄 10Kねじ込み形弁) JIS B 2071 (鋼製弁) その他、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの

- (6) 配管には、空気だまりを生じない措置を講ずること。
- (7) 配管は、専用支持金具にて堅固に固定すること。
- (8) 建築物の接続部等で、地震動により曲げ又はせん断力を生ずるおそれのある部分には、配管を布設しないものとする。ただし、可撓管継手等により配管の破損を防護する措置を講じた場合は、これらの部分を貫通することができるものとする。
- (9) 配管工事が完了したときは、主配管に 2.0MPa の水圧力を 3 分間以上加えるものとする。この場合において、接続部等から漏洩、漏水、破損等を生じないものとする。
- (10) 配管に設ける仕切弁には、開閉方向、常時開又は常時閉の表示をし、逆止弁にあっては、その流水方向を見やすい位置に表示すること。

(防火水槽の帰属)

第 7 条 帰属する防火水槽は、次のとおりとする。

- (1) 公園に設置する場合は、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 16 条第 4 号の規定により、頂部と地盤面との距離は 1 m 以下としないこと。
- (2) 公園以外に設置する場合は、他に使用する目的のない専用の土地とし、構造物から外周 50 cm 以上の管理幅を設け、周囲を高さ 1.5m 以上のフェンスで囲うこと。フェンスについては、警防救急課が不要と判断した場合については、この限りでない。なお、管理用空地については、原則としてアスファルト舗装又はこれと同等以上の舗装とすること。
- (3) 道路から吸管投入口の中心までの距離が 3.5m 以下であること。
- (4) 補水装置（20 mm 径）を設けること。

(消火栓の設置)

第 8 条 設置する消火栓は、次のとおりとする。

- (1) 消防水利の基準に規定する給水能力を有するものを設置すること。
- (2) 地下式の単口消火栓とすること。
- (3) 放口と地盤面の距離は、12cm 以上 23cm 以下とすること。
- (4) 消火栓の蓋は、豊田市指定の鉄製の丸蓋（黄色）とすること。
- (5) 消防活動に支障のない位置に設置すること。
- (6) 前各号に定めのないものに関しては、別で警防救急課と協議すること。

(消防水利の審査)

第 9 条 警防救急課長は、第 2 条にかかる事業を申請しようとする者（以下「申請者」と

いう。)から事前に消防水利について審査の請求があったときは、消防水利事前協議書(様式第1号)により当該開発区域の消防水利の必要性について、指導基準に基づき審査するものとする。

- 2 警防救急課長は、前項により審査した結果、消防水利を設置する必要があると認めるときは、指導基準に基づいて指導するものとする。

(検査)

第10条 警防救急課長は、防火水槽について、指導基準に基づく工事の検査(以下「検査」という。)を検査確認表(様式第2号)により行うものとする。消火栓については、別に定める検査表により行うものとする。

- 2 検査の種類及び時期は次表のとおりとする。

検査の種類	現場打ち防火水槽	二次製品耐震性貯水槽	消火栓
中間検査	配筋完了時	筋張工時	
水張り検査	コーキング処理等が完了し、水張りができる状態となった後に実施する。検査は水を入れてから1週間経過後、漏水がないことを確認すること。なお、写真等での確認方法を認める。		
完了検査	消防水利に関する施工が全て完了した後		

(検査の実施)

第11条 検査員は、検査の結果、指導基準の内容に適合していないと認めるときは、申請者に対して工事是正の指示その他必要な事項について指導しなければならない。

(検査結果の報告)

第12条 警防救急課長は、検査を行ったときは、速やかにその結果を中間・完了検査結果報告書(様式第3号)により消防長に報告するものとする。

(台帳の作成)

第13条 警防救急課長は、完了検査を実施した後、豊田市消防水利規程第17条に規定する台帳を作成しなければならない。なお、開発行為等により消防水利の帰属を受ける場合は、土地の情報等を台帳へ追記するものとする。

(消防水利の維持管理)

第14条 開発行為等に関する工事により設置した消防水利の維持管理は、次のとおりとする。

(1) 私設

開発事業者は、開発行為等に関する工事により設置した消防水利について、有効に消火活動ができるよう維持管理に努めること。

(2) 公設

開発行為等に関する工事により、消防水利が設置されたときは、その消防水利は、都市計画法第 36 条第 3 項の公告の日の翌日において、豊田市の管理に属するものとする。ただし、施設引継ぎ書（様式第 4 号）が提出されたときは、仮に豊田市の管理に属するものとする。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。